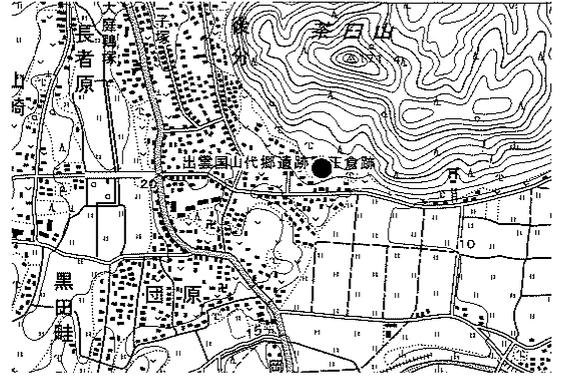


やましろうみなみしんぞういんあと 県指定史跡「山代郷南新造院跡」の追加指定について

令和 5 年 12 月 25 日に開催された島根県文化財保護審議会は、松江市に所在する県指定史跡「山代郷南新造院跡」の指定範囲を追加するよう答申しました。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種 別 | 史跡 |
| (2) 指定年月日 | 平成 5 年 4 月 6 日 (当初) 平成 29 年 1 月 24 日 (追加) |
| (3) 所 在 地 | 既 指 定 山代町字内堀 144 番 3 外 追加指定 山代町字大畑 167 番 外 9 筆 |
| (4) 面 積 | 既 指 定 2456.92 m ² 追加指定 3670.56 m ² 合 計 6127.48 m ² |



(5) 概要

山代郷南新造院跡は、『出雲国風土記』に「新造院」として記載された寺院跡である。昭和 59 年と 62 年、県教育委員会の発掘調査により、奈良時代の瓦や仏像の螺髪等を発見。風土記の記載と調査成果が合致する重要遺跡として、平成 5 年に県指定史跡として指定し、平成 28 年松江市の発掘調査により、寺城南側の区画溝および寺院に関わる建物跡を確認したため、平成 29 年に追加指定した。

以降、市による継続的な史跡指定地周辺の内容確認調査が実施され、寺城南側の中央付近で寺院の門跡を確認したほか、寺域西側を区画する溝(南北溝)や、南新造院建立より古い時期の建物(前身建物群)を発見している。

(6) 追加指定理由

山代郷南新造院跡は、地方豪族が建立した寺院跡であることが推定されていたものの、寺域や建立の過程については不明な点が多く存在していた。今回、新たな発掘調査により、寺城南側の中央に位置する門(中門)を確認したことで伽藍(がらん)配置の中軸線が判明し、この中軸線と寺域西側の区画溝(南北溝)及び寺城南側の区画溝(東西溝)により寺域の復元が可能となった。また、東西溝付近で前身建物群を発見したことにより、新造院建立の経緯が明らかとなった。

このように、山代郷南新造院跡は寺域の範囲や寺院建立の過程が確認できる遺跡であり、地方寺院の成立や構造を理解する上で重要であるため、保護を図る必要がある。

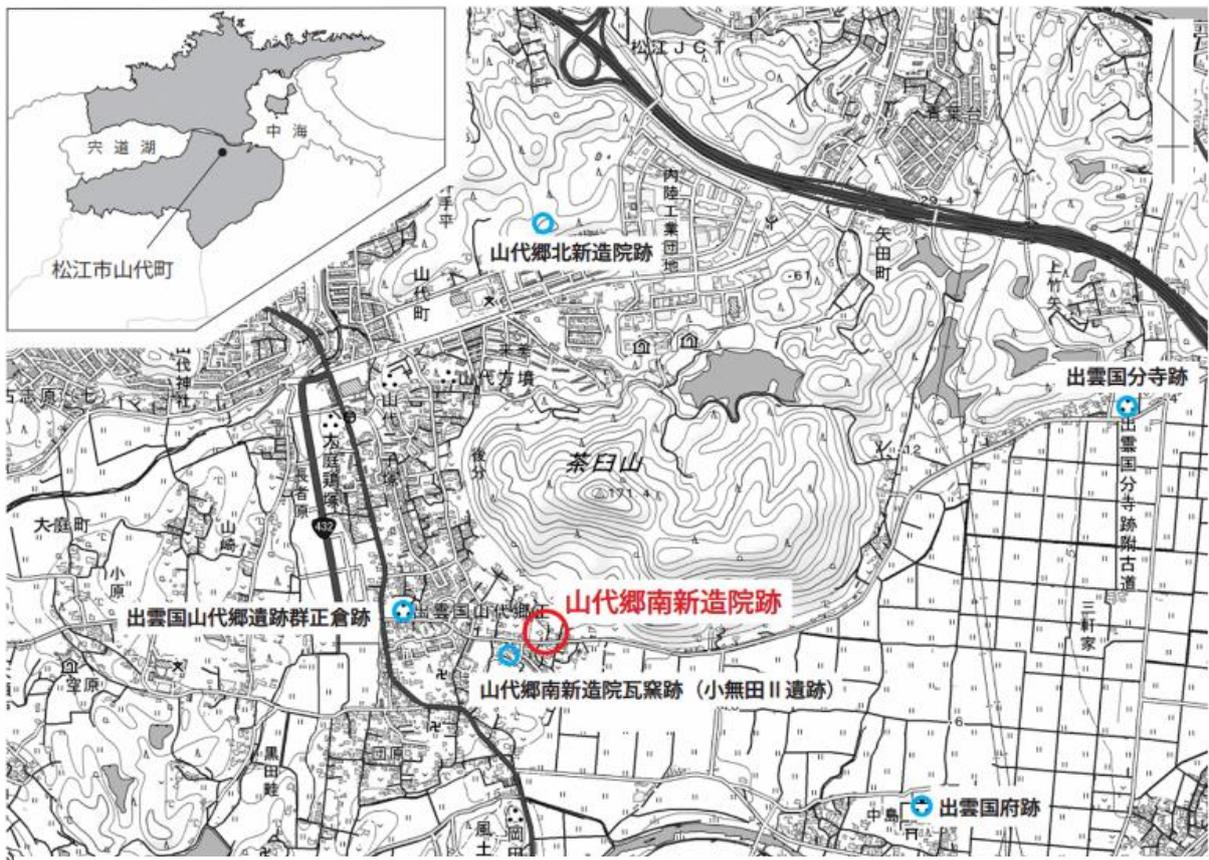
今回、南新造院の寺域および前身建物群検出範囲の一部で条件の整った部分を県指定史跡として追加指定する。



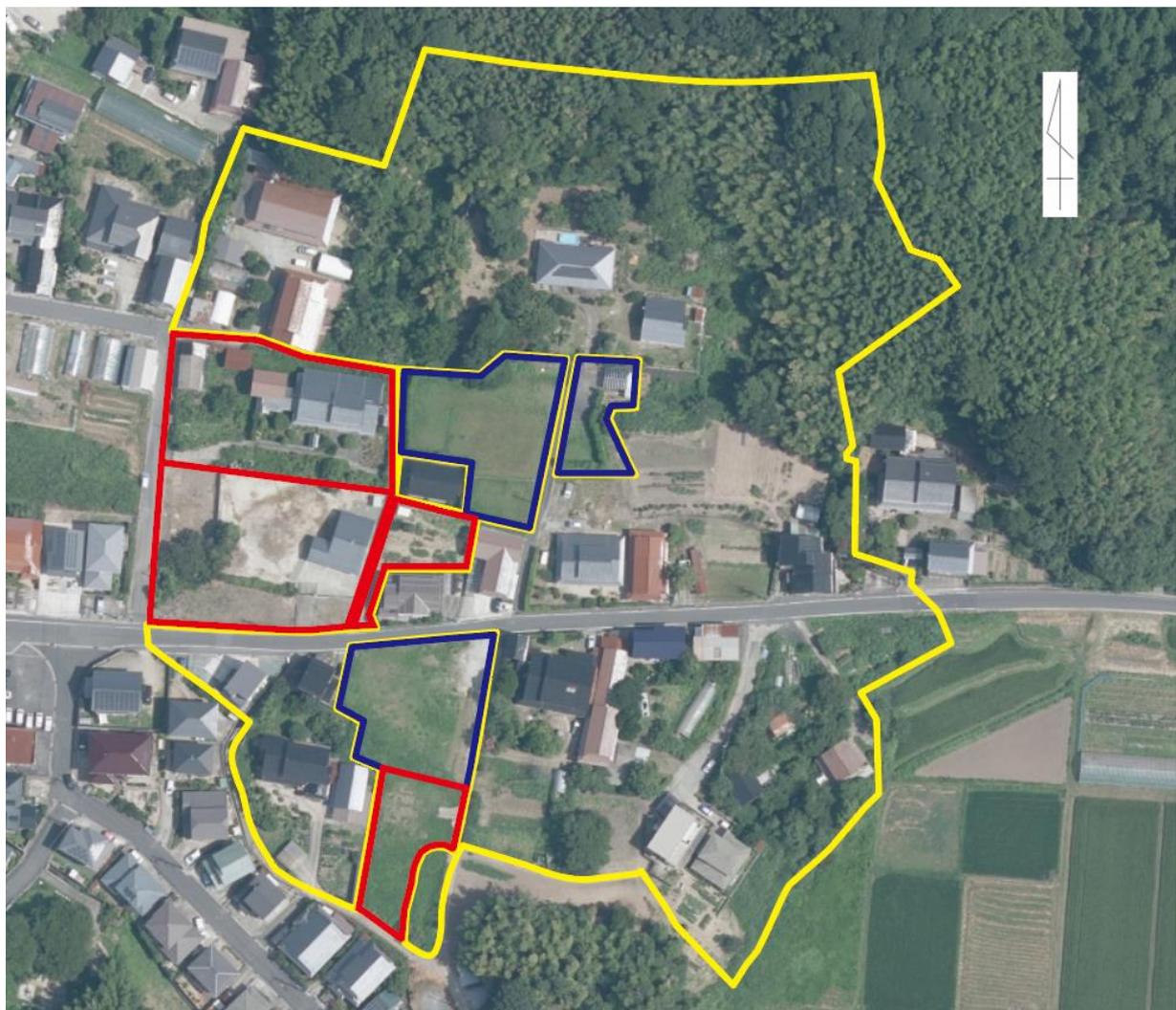
総柱の建物



出土した瓦



山代郷南新造院跡と関連遺跡位置図



既指定範囲

追加指定範囲

今後保護を要する範囲